

西脇市におけるヤングケアラーへの支援について

「ヤングケアラー」とは、法律上の定義はありませんが、（家族にケアを要する人がいることで）『本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童（厚生労働省ホームページより）』とされています。

西脇市では、その支援を以下のとおり進めています。

1 令和2年度及び3年度からの取組

小中高生等に相談窓口を周知

- ・ハートキャッチカードを配付
- ・こどもの相談窓口紹介クリアファイルを配付

2 令和4年度からの取組

(1) ヤングケアラーの社会的認知度の促進

- ・チラシによる周知
- ・相談窓口周知

市内医療機関、ケアマネジャー、あんしんはーとねっと協力事業者、民生委員児童委員、連合区長会総会、県立高校、地域包括支援センター・障害者相談支援事業所連絡会等

(2) 多様な視点からヤングケアラーを把握及び支援

- ・学校、支援者、関係機関等の連携
- ・小中学校における実態把握

↓

要保護児童対策地域協議会等でのケース検討

↓

福祉サービス等の必要な支援や見守りにつなげる。

3 兵庫県の取組

(1) ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口開設（令和4年6月）

(2) ヤングケアラー配食支援モデル事業（令和4年10月18日から開始）

- ・兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口にご相談があったヤングケアラーの方のうち、必要と認められた家庭を対象に、無料で週1回、3か月間お弁当を届ける。